

土壌・地下水汚染に係る環境基準

分類	有害物質の種類	土壌の汚染に係る環境基準について (mg/l)	土壌汚染対策法				農用地の土壌の汚染防止等に関する法律 (指定要件)	ダイオキシン類対策特別措置法
			地下水基準 (mg/l)	指定基準		第二溶出量基準 (mg/l)		
				土壌溶出量基準 (mg/l)	土壌含有量基準 (mg/kg)			
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物等)	クロロエチレン	0.002以下	0.002以下	0.002以下	—	0.02以下	—	—
	四塩化炭素	0.002以下	0.002以下	0.002以下	—	0.02以下	—	—
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	0.004以下	0.004以下	—	0.04以下	—	—
	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	0.1以下	0.1以下	—	1以下	—	—
	1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.04以下	0.04以下	—	0.4以下	—	—
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	0.002以下	0.002以下	—	0.02以下	—	—
	ジクロロメタン	0.02以下	0.02以下	0.02以下	—	0.2以下	—	—
	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.01以下	0.01以下	—	0.1以下	—	—
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	1以下	1以下	—	3以下	—	—
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	0.006以下	0.006以下	—	0.06以下	—	—
	1,4-ジオキサン	0.05以下	—	—	—	—	—	—
	トリクロロエチレン	0.01以下	0.01以下	0.01以下	—	0.1以下	—	—
	ベンゼン	0.01以下	0.01以下	0.01以下	—	0.1以下	—	—
第二種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.003以下かつ、農用地においては米1kgにつき0.4mg未満	0.003以下	0.003以下	45以下	0.09以下	生産される米に含まれるカドミウムの量が米1kgにつき0.4mgを超えると認められる地域及びそのおそれが著しい地域	—
	六価クロム化合物	0.05以下	0.05以下	0.05以下	250以下	1.5以下	—	—
	シアン化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	50以下 (遊離シアンとして)	1.0以下	—	—
	水銀及びその化合物	総水銀0.0005以下、アルキル水銀検出されないこと	水銀が0.0005以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと	水銀が0.0005以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと	15以下	水銀が0.005以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと	—	—
	セレン及びその化合物	0.01以下	0.01以下	0.01以下	150以下	0.3以下	—	—
	鉛及びその化合物	0.01以下	0.01以下	0.01以下	150以下	0.3以下	—	—
	砒素及びその化合物	0.01以下かつ、農用地(田に限る)において、土壌1kgにつき15mg未満	0.01以下	0.01以下	150以下	0.3以下	農用地(田に限る)の土壌に含まれる砒素の量が土壌1kgにつき15mg以上であると認められる地域	—
	ふっ素及びその化合物	0.8以下	0.8以下	0.8以下	4,000以下	24以下	—	—
ほう素及びその化合物	1以下	1以下	1以下	4,000以下	30以下	—	—	
銅	農用地(田に限る)において、土壌1kgにつき125mg未満	—	—	—	—	農用地(田に限る)の土壌に含まれる銅の量が土壌1kgにつき125mg以上であると認められる地域	—	
第三種特定有害物質 (農業等)	シマジン	0.003以下	0.003以下	0.003以下	—	0.03以下	—	—
	チオベンカルブ	0.02以下	0.02以下	0.02以下	—	0.2以下	—	—
	チウラム	0.006以下	0.006以下	0.006以下	—	0.06以下	—	—
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	—	0.003以下	—	—
有機りん化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	—	1以下	—	—	
ダイオキシン類	—	—	—	—	—	—	土壌基準 1,000pg-TEQ/g (調査指標 250pg-TEQ/g) 地下水基準 1pg-TEQ/g	

- 1.土壌溶出量とは土壌に水を加えた場合に溶出する物質の量を、土壌含有量とは環境大臣が定める方法により測定された土壌に含まれる物質の量をいう。
- 2.土壌溶出量は環境省告示(第18号平成15年3月6日)、土壌含有量は環境省告示(第19号平成15年3月6日)により測定したもの。
- 3.「検出されないこと」とは、2に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限値を下回ることをいう。
- 4.有機りん化合物とはパラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 5.第一種特定有害物質のうち、ベンゼンを除く揮発性有機化合物11項目がDNAPLsに分類され、ベンゼンはLNAPLsに分類される。